

民商で安心・解決

インボイスの登録・取り消し
記帳や初めての消費税申告



計算や帳簿・請求書の書き方は？

「区分経理」、登録番号の記載など面倒に

インボイス登録した課税業者は、仕入税額控除を受けるために帳簿と請求書を保存し、取引を税率ごとに区分して記帳する「区分経理」(図1)が必要です。

これまで使ってきた請求書や領収書に、①インボイスの登録番号②税率ごとに分けて合計した対価の金額および適用税率③税率ごとに分けた消費税額を記載します(図2)。

消費税負担を軽減したい

「2割特例」の活用を

納める消費税額が売り上げの消費税の2割になる特例(2026年9月までの時限措置:図3)が活用できます。消費税の申告書にチェックするだけで適用されます(図4)。

「簡易課税制度」の選択は届け出を

課税売上が5千万円以下の事業者が2029年9月までの属する課税期間で簡易課税制度を選択する場合は、その課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その課税期間から適用されます(免税事業者が登録した場合の経過措置)。課税売上が分かれば消費税の申告ができ、インボイスをもらう必要がないため、実務負担が軽減されます。

10月以降に行った登録も取り消せるの？

いつでもできますが「課税期間」に注意

登録の取消届はいつでも出せますが、提出時期によって消費税申告が必要とされる「課税期間」に違いがあるので注意が必要です。

今年10月1日を含む課税期間に登録を受けた個人事業者の場合、12月17日(翌課税期間開始日の15日前)までに取消届を税務署に出せば、2024年1月から消費税の納税義務がなくなります(図5)。

1万円未満の仕入・経費はインボイス不要(少額特例)

基準期間の課税売上高が1億円未満の場合、税込1万円未満の仕入れ・経費は、インボイスがなくても帳簿のみで仕入税額控除できます(2029年9月30日まで)。

図1 総勘定元帳(仕入れ) ※は軽減税率対象

××年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株〇〇 雑貨	22,000	
11	2		株△△ 食料品*	21,600	

①課税仕入れの相手方の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引の内容(8%対象である旨) ④支払対価の額

図2 請求書

(株)〇〇御中

登録番号 T 012345...

11月分	品名	金額
11/1	魚*	5,000円
11/1	豚肉*	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

①登録番号を表示 ②税率ごとの税込合計金額 ③税率ごとの消費税額

免税事業者の場合
インボイス実施後も区分記載請求書を発行すればよいことになっています。この場合、「軽減税率対象」が分かるように記載されればよく、消費税額を記載する必要はありません。

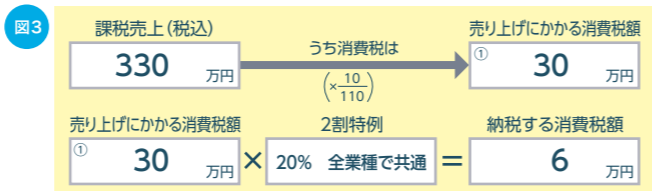
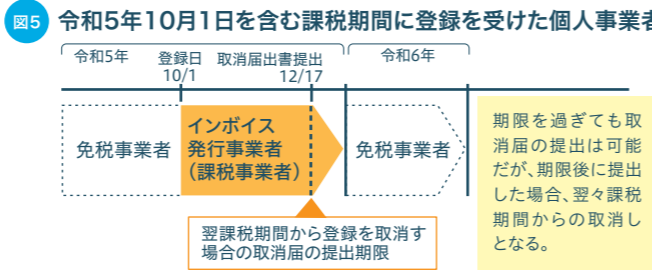


図4 請求書の記入欄

「簡易課税制度を選択する」にチェックを入れる

「軽減税率対象」にチェックを入れる



インボイス登録で消費税申告が必要に？!

10月からインボイス発行業者になった個人事業者は10~12月分の消費税申告を来年の申告期限までに行うことが押し付けられます。

「インボイスがないと10%値引きする」と言われた

登録は任意。「免税事業者いじめ」は許されません

全商連は財務省・国税庁への要請(2022年6月17日)で、「一方的な値引き要請は優越的地位の乱用に当たるか」とただしました。財務省は、公正取引委員会の「考え方」(QRコード)を示して「独占禁止法上問題となるおそれがある。よく話し合ってください」と回答しています。

「8割控除」知らせ、取引先と話し合おう

課税業者が免税業者と取引した場合でも、支払った額の8割分の消費税額は仕入税額控除できます(2026年9月まで)。「10%分の値引き」を通知された時は「8割控除」を知らせ、話し合しましょう。

消費税負担【早見表】

業種	年間売上高 300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
食品卸	22,100	29,600	36,900	44,300	51,700	59,200	66,500	73,900
卸売業(食品以外)	27,100	36,200	45,300	54,400	63,500	72,600	81,700	90,800
食品小売り	44,300	59,200	73,900	88,800	103,500	118,400	133,200	148,000
小売業(食品以外)	54,400	72,600	90,800	108,900	127,100	145,200	163,500	181,700
建設業、製造業	81,700	108,900	136,200	163,500	190,700	218,000	245,300	272,600
飲食業、建設業(手間請け)など	108,900	145,300	181,700	218,000	254,400	290,700	327,100	363,500
サービス業*	136,200	181,700	227,100	272,600	318,000	363,500	408,900	454,400
不動産業	163,500	218,000	272,600	327,100	381,600	436,200	490,700	545,300

消費税負担額(簡易課税で試算)

*個人タクシードライバー、軽運送業者、芸能従事者、音楽家、芸術家(一点もの)、俳優、著述家、アニメーター、イラストレーター、漫画家、ギグワーカー、塾や音楽教室の講師、シルバー人材センターの会員、生命・損保代理店など

一方的な通告は独占禁止法違反の恐れ



仕入税額控除の額 課税仕入330万円(税込)の場合

免税業者との取引	330万円×10/110×0.8=24万円	差額は6万円
課税業者との取引	330万円×10/110=30万円	

民商 集まって相談し、対策を交流

インボイス 実践交流で対策に自信

「元請けからインボイスの話はないので、しばらく登録しません」「一般客が多く、インボイスは必要ないので登録はしないつもり」「元請けからの要請で登録せざるを得ません。登録したら課税事業者となるため、消費税分も請求しようと考えています」など民商では実践を交流し、対策への自信を広げています。

電子帳簿保存法 取引実態に沿って対応

2024年1月から電子帳簿保存法に基づく電子取引データ保存が義務化されますが、「電子帳簿保存」と「スキャナ保存」は希望者のみが対象です。「電子取引(領収書・請求書などの)データ保存」には「猶予措置」(別項)が設けられました。民商では取引実態を踏まえた保存方法など学習会で対応を話し合っています。

免税事業者も消費税分を価格に転嫁できます

免税事業者であっても仕入れや経費に掛かった消費税分を価格に転嫁することは何ら違法ではありません。逆に、転嫁しないと利益が減ることになり、経営が苦しくなります。

「当店はインボイス対応しません」「インボイス反対」ステッカー貼りだし

(滋賀・湖東民商)

インボイスの申請登録はしないと決めた事業者やお店もたくさんあります。「お客さんに口で言うより、店頭に表示する方が分かりやすいし、ソフト」「支払いの時にトラブルになりにくい」と提示しています。

電子取引データ保存【猶予措置】

保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、①「準備が間に合わない」など税務署長が相当の理由があると認める場合②税務調査などの際に、電子取引データのダウンロードの求めおよび電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合は、改ざん防止や検索機能などの保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子データを単に保存しておくことができる。

税金や社会保険料、国民健康保険料・税の納付に困ったときは「納税緩和措置」が活用できます。民商に相談を

